様式２－１

令和６年度　放課後児童クラブ室(単独設置分）整備計画協議書

|  |  |
| --- | --- |
| 市町名 |  |
| クラブ名 |  | 建設（予定）地 |   |
| 工事区分 |  | 優　先　順　位 | 位／　　　件 |
| 設置主体 |  | 経営主体 |  | 複 合 施 設 | 　　（　有　・　無　） |
| 契約予定年月日　：　令和　　年　　月　　日 | 特別法適用の有無 | 離島過疎・山村・南海トラフ | 嵩上げの有無 | 基準額(有・無)　補助率(有・無) |
| アスベスト対策の状況 | アスベスト使用の有無 | * 使用されている
* 使用されていない

事前調査日　　　年　月　日 | 工事着工前の必要手続きの予定日 | 特定粉じん排出等作業届出　　　　 年　　月　　日工事着手にかかる事前届出　　　　 年　　月　　日その他（　　　　　　　）　　　　 年　　月　　日 |
| 関係法令・必要手続きの確認 | □　確認済みである(□石綿則 □大防法 □その他 ) | 工事の際の職員・児童の安全確保の方法 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|     ①  事  業  費  等      | 規模等 | 事業費の内訳 | 整　備　区　分 | 選定額 | 都道府県補助予定額 | 補　　助 基 本 額 | 要国庫補助額 | 複数年事業の場合の出来高 |
| 構造　　　ＲＣ・Ｗ　　　　　ＬＧＳ・Ｓ 他（　　　） 　　　　　　階建建築面積 　　　　㎡延床面積 　　　　㎡登録児童１人当たりのクラブ室の床面積　　　　　　　　　㎡　　　 |  | 令和５年度 | 　　　　　％ |
|   整　備　費 | 円 | 円 | 円 | 円 | 令和６年度 |  ％ |
| 令和７年度 |  ％ |
|  | 計 | １００％ |
| 総　事　業　費＜寄附金等＞ | （　　　　）＜　　　　＞ |  |  |  |
|  |
| ※RC:鉄筋コンクリートW: 木造LGS:軽量鉄骨造S: 重量鉄骨 |
| 対象経費の実支出(予定)額 | （　　　　） |  |  |  |
| 工事区分 | 対象経費の実支出(予定)額 | 算定基準による算定額 | 選定額 | 特殊附帯工事内容 |       |
| 本体工事費工事事務費 | 円円 | 円 | 円 | １．水の循環・再利用２．生ごみ等処理３．ソーラー整備４．その他 |
| 賃借料 | 円 | 円 | 円 |
| 解体撤去・仮設施設整備費 | 円 | 円 | 円 |
| 特殊附帯工事費 | 円 | 円 | 円 |
| 合計額 | 円 | 円 | 円 |
| ②財源 | 国交付金 | 都道府県交付金 | 市町負担 | 設置者負担金　 | 合　　計  |
| 一般財源 | 特別地方債 | 福祉医療機構借入金 | 寄付金その他 | 計 |
| 千円 | 千円 | 千円 |  　　　 　　　千円 |  千円 |  　　　　　千円 |  千円 |  千円 |  千円 |
| 市町の予算措置状況 | 当初 ・ 補正（　　月） |  |

※アスベスト対策の状況欄は、整備区分に関わらず、既存施設の整備（解体撤去含む）を行う場合に記入すること。

※市町負担欄は、設置者が市町以外の場合に記入すること。市町が設置者となる場合は、市町財源分は設置者負担金欄に記入すること。

※子ども・子育て支援施設整備交付金を活用する場合

・市町が設置者の場合の負担割合は、国1/3、県1/3、設置者(市町)1/3（平成27年7月13日付け内閣府通知「子ども・子育て支援施設整備交付金に係る施設整備の取扱いについて」第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合、国2/3、県1/6、市町1/6）

・市町以外が設置者の場合の負担割合は、国2/9、県2/9、市町2/9、設置者1/3（平成27年7月13日付け内閣府通知「子ども・子育て支援施設整備交付金に係る施設整備の取扱いについて」第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合、国1/2、県1/8、市町1/8、設置者1/4

※子ども・子育て支援交付金(放課後子ども環境整備事業(放課後児童クラブ設置促進事業))を活用する場合

　国1/3、県1/3、市町1/3

様式２－２

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ③設置地域の状況等 | 市 町 整 備 方 針 |  |
| 地域の状況 |  |
| 整備理由 |  |
| 地元同意の状況 |  |
|  関 連 施　設 等 の 状 況  | 区　分 | 児童館 | 児童センター | 放課後児童クラブ | 放課後子ども教室 |  |
| 市　町全　体 | 　か所 | 　　　　　　　　か所 | 　か所 | 　　　　　　　　か所 |
| 設　置地　域 | 　　　　か所 | 　　　　　　　　か所 | 　　　　か所 | 　　　　　　　　か所 |
| ④運営 | 設置後の運営 | 職員の配置 | 利用予定人員 | 開設時間 | 開所日数 |
| 放課後児童支援員 人ボランティア職員 人現定員数　　　　　　　　　 人(創設は除く) |  整備後登録児童数　　 人 　うち障がい児　 人整備前登録児童数　　 人 |  平　日　　　～　　　 (　 時間) 土曜日　　　～　　　 (　 時間) 日祭日　　　～　　　 (　 時間) 夏季等休暇期間 ～ (　 時間) | 年間 日休所日 （ ） （ ） （ ） （ ） |
| ⑤用地の状況 | 用地の確保 | ・自己所有地 ㎡ ・公社等所有地 ㎡ ・民有地 ㎡ | 計 ㎡ |
| 民有地確保の進捗状況 |  |
| ⑥　複合施設の状況 | 施設種別 | 施設名 | 延面積 | 工事費 | 県費補助額 | 施設整備補助協議先 | 補助事業名 |
| ○○○○ |  |  ㎡ | ( ) 千円 |  千円 |  | ○○○○整備費 |
|  |  |  | ( ) |  |  |  |
|  |  |  | ( ) |  |  |  |
|  計 |  |  | ( ) |  |  |  |
|  共用する設備（室名） |  |

様式２－３

〔基本的整備方針〕

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 整備方針 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ |
| 該当の有無 |  |  |  |  |  |  |  |

　※令和５年２月１７日付け内閣府通知「令和５年度子ども・子育て支援施設整備交付金の交付に係る協議等について」の「２．令和５年度基本的整備方針について」を参照し、該当する事項の欄に「○」を記載すること。

 〔活用計画等〕

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １．児童館、放課後子ども教室との連携等* 実　施　・　未実施
 | 実施の場合の具体的な実施事業、実施方法等 | 未実施の理由 |
| ２．開設時間の延長・　実　施　・　未実施 | 実施の場合（　　　　　　　　　　　　）の場合は、　　　：　　まで　　（　　　）時間の延長 | 未実施の理由 |
| ３．土日等の休日開設・　実　施　・　未実施 | 実施の場合 　１か月（　　）日開設 | 未実施の理由 |
| ４．健全育成又は子育て支援の拠点としての活用・　実　施　・　未実施 | 実施の場合の具体的な内容、実施回数等 | 未実施の理由 |
| ５．放課後児童クラブとして　の取組（予定）状況 | 障がい児の受入れ ・ 実　施 ・　未実施その他の取組等 （ 　） （ 　） | 未実施の理由 |

　＊実施・未実施のいずれかを○で囲むこと。

　上記の基本的整備方針及び活用計画等は、事業採択の検討における参考とするものであること。

協議書に添付されている資料については、□にチェックすること。

□ １. 今回建設予定の建物の配置図、平面図（必須）

□　２．協議する施設について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき市町が策定した市町子ども・子育て支援事業計画に位置付けられていることを示す資料（必須）

□　３　当該施設が新・放課後子ども総合プラン（平成30年9月14日厚生労働省子ども家庭局長、文部科学省生涯学習政策局長連名通知）に基づく学校敷地内等における創設又は改築を行う場合（基準額の嵩上げ）、「子ども・子育て支援施設整備交付金に係る施設整備の取扱いについて」（平成27年7月13日府子本第204号）の第１の１に定める要件を満たすことを示す資料（以下の①～③を全て添付すること）

1. 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第８条の規定に基づき市町が策定する市町行動計画に、整備予定の放課後児童クラブ及び文部科学省が所管する放課後子供教室の一体型の目標事業量等が記載されており、かつ、当該放課後児童クラブが同一の小学校内等で実施する放課後子供教室と一体的に実施（予定を含む。）されることを示す資料
2. 整備予定となっている小学校において余裕教室等の活用が困難であることを示す資料
3. 当該市町において、待機児童が既に発生している又は当該放課後児童クラブを整備しなければ、待機児童が発生する可能性があることを示す資料

□ ４. 協議する施設について、放課後児童クラブの待機児童解消のため、補助率の嵩上げをする場合、「子ども・子育て支援施設整備交付金に係る施設整備の取扱いについて」の第１の２に定める要件を満たすことを示す資料（以下の①、②いずれかを添付すること）

　　　　放課後児童クラブの創設又は既存の放課後児童クラブの定員増を伴う整備であり、

1. 当該市町において、待機児童が既に発生している又は当該放課後児童クラブを整備しなければ、待機児童が発生する可能性があることを示す資料
2. 当該市町が新子育て安心プラン実施計画の採択を受けていることがわかる資料

□　５．部屋別の室名、用途及び面積が記載された書類（必須）

□　６．費目別内訳書（必須）

□　７．整備を行う際に、用地の買収又は借用を伴う場合は、用地の確保を担保できることを示す資料

□　８．既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であるとして、買収をする場合、その旨が分かる説明資料

□　９．市町が、本交付金を財源の一部として、公益法人等に対して補助金を交付する事業の場合、補助先として法人の適格性及び事業の実施を担保できることを示す資料

（記入要領）

　１．本協議書及び添付資料はＡ４版で提出すること。

　２．見出し欄

　（１）複合とは、他の施設との合築による建物をいい、複合施設の場合は有に、単独施設の場合は無に○　　　を付すこと。

　３．①事業費等欄

　（１）面積は、小数点以下第２位まで表示すること。（第３位以下は切り捨て）

　（２）総事業費及び対象経費の実支出（予定）額欄の（　）内には、複数年事業の場合の複数年度合計額を記入すること。また、国庫補助基準単価には、初度設備（施設と一体的に整備され、かつ固定されるもの（大型遊具、非常通報装置を含み、机、椅子、食器等を除く））相当額も含まれており、必要な場合は、初度設備に係る経費も計上して差し支えない。

　（３）交付金の補助基準額、都道府県補助予定額、国庫補助基本額、要国庫補助額欄には、交付要綱の別表の各欄に該当する金額を計上すること。

　（４）また、総事業費、対象経費の実支出額(予定)額欄には、交付要綱の別表の各欄に該当する金額を計上することとし、＜　＞には、寄附金その他の収入額を別掲すること。

　（５）選定額欄は、対象経費の実支出（予定）額と算定基準による算定額を比較して少ない方の金額を記入すること。（算定基準による算定額の本体工事費は、対象経費の実支出（予定）額の本体工事費及び工事事務費の合算額と比較すること）

４．③設置地域の状況等欄

　（１）市町整備方針欄は、市町が、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき策定した市町子ども・子育て支援事業計画における放課後児童健全育成事業に関する内容及び次世代育成支援対策推進法第８条の規定に基づき市町が策定した市町行動計画における新・放課後子ども総合プランに関する内容の概要等を記入すること。

　（２）地域の状況欄は、建設地域の特色及び各種地域特別法の区域指定状況等を記入すること。

　（３）地元同意の状況欄は、放課後児童クラブの建設にあたり地元説明・同意の状況及び日照問題等の解決状況等を記入すること。

　（４）関連施設等の状況欄の設置地域は、小学校区を指すこと。

　５．⑤用地の状況欄

　　　民有地確保の進捗状況欄は、売買又は借地に係る同意書徴取の有無、仮契約締結の有無、本契約締結　　の予定時期等を記入すること。

　６．⑥複合施設の状況欄

　（１）本欄には複合施設の場合のみ記入し、本件協議施設も含めて記入すること。

　（２）延床面積欄の計は、建物全体の延床面積になること。

　（３）工事費欄の（　）内には、複数年事業の場合の複数年度合計額を記入すること。

　（４）施設整備補助協議先欄は、各施設ごとに

　　　　（ア）国庫補助事業の場合は当該省庁補助協議局名、

　　　　（イ）都道府県補助事業（国庫補助なし）の場合は当該都道府県補助協議部課名、

　　　　（ウ）市町補助事業（国庫・県費補助なし）の場合は当該市町補助協議部課名、

　　　を記入すること。なお、いずれからも補助を受けない施設は空欄とすること。

（５）補助事業名欄は、施設整備補助協議先における補助事業名を記入すること。（いずれからも補助を　　　受けない施設は空欄）

　７．活用計画等欄

 （１）具体的、詳細に記入すること。（枠内に納まらない場合は、別紙として添付すること）

　（２）開館時間の延長欄は、特定の曜日や特定の期間（夏休み等）または、特別な行事を行う日等には、　　　通常の開館時間よりも延長を行う場合に記入すること。

　（３）健全育成又は子育て支援の拠点としての活用欄は、例えば、近隣の放課後児童クラブとの連携や母親クラブや子ども会等の地域組織活動の育成助長等を図るための活用、また、年長児童、特に中高校生を対象とした相談事業の実施などの活用状況（予定）を記入すること。